

# 職員給与等の口座振込の実施について

(昭和62年9月30日甲通達警第17号)

職員給与等の口座振込(以下「口座振込」という。)については、昭和58年10月から県本部勤務員を対象に実施しているところであるが、現金取扱い上の事故を防止するとともに給与支給事務の簡素合理化をより一層推進するため、別添のとおり「給与等の口座振込実施要綱」を制定し、全職員を対象とした口座振込を昭和63年2月給与支給時から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

## 給与等の口座振込実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、給与支給事務における現金搬送に伴う事故を防止し、給与支給事務の効率化等を図るため、職員の給与等の口座振込の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 対象職員

口座振込による給与等の支給(以下「給与振込」という。)の対象となる職員は、給与等の支給事務を電子計算組織処理により行っている職員(臨時職員を除く。)のうち、給与振込を希望する職員とする。

### 第3 対象給与

給与振込の対象となる給与等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月支払う給与
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 給与改定等に伴う差額
- (4) 年末(再)調整に伴う所得税過納額還付金(以下「還付金」という。)
- (5) 児童手当

### 第4 申出方法等

給与振込の申出は、給与振込を希望する職員が別に定める様式により、必要な事項を所属長に申し出ることにより行うものとする。

### 第5 振込方法

給与振込による振込方法は、次に掲げる方法とする。ただし、給与改定等に伴う差額及び還付金については、(1)の方法により行うものとする。

- (1) 全額振込
- (2) 一定額受領(1万円単位)残額振込
- (3) 端数振込(千円未満)

### 第6 振込先金融機関

給与振込の振込先金融機関は、指定(指定代理)金融機関及び当該金融機関と為替取引のある金融機関の本店及び支店とする。

### 第7 指定口座

給与振込の指定口座は、職員の指定する職員名義の1又は2の預金口座とし、その預金種目は普通預金(総合口座を含む。)又は当座預金とする。ただし、給与改定等に伴う

差額及び還付金については、職員の指定する職員名義の1又は2の預金口座のうち、職員の指定するいずれかの預金口座とする。

#### 第8 引き出し時間

振り込まれた給与等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該給与等の支給日の午前10時までにその金額を引き出せるようにするものとする。

#### 第9 振込不能の取扱い

預金口座の解約等の理由により、給与振込が不能になった場合の当該職員の給与等は、資金前渡の方法により支給する。

#### 第10 退職者等の給与振込

給与振込を申し出た職員が退職等(死亡退職を除く。)により、対象職員でなくなった場合は、あらかじめ申し出ていた内容に従って対象給与等を振り込むことができるものとする。

#### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、給与振込に関し必要な事項は別に定める。